

**【表紙】**

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2023年4月25日
【計算期間】	第5期中 (自2022年7月26日 至 2023年1月25日)
【ファンド名】	MSVグローバル資産配分ファンド（保守型）
【発行者名】	マネックス・アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 萬代 克樹
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂一丁目12番32号 アーク森ビル26階
【事務連絡者氏名】	河村 誠
【連絡場所】	東京都港区赤坂一丁目12番32号 アーク森ビル26階
【電話番号】	03-6441-3809
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 1 【ファンドの運用状況】

## (1) 【投資状況】

(2023年1月末日現在)

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	5,725,857	5.79
内 日本	5,725,857	5.79
投資証券	83,821,625	84.76
内 アメリカ	83,821,625	84.76
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	9,346,093	9.45
純資産総額	98,893,575	100.00

## その他資産の投資状況

(2023年1月末日現在)

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
為替予約取引(売建)	65,143,949	65.87
内 日本	65,143,949	65.87

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

## (2) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

2023年1月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
設定時 (2018年12月7日)	10,000,000	-	1.0000	-
第1計算期間末日 (2019年7月25日)	10,428,757	10,428,757	1.0429	1.0429
第2計算期間末日 (2020年7月27日)	28,221,796	28,221,796	1.0784	1.0784
第3計算期間末日 (2021年7月26日)	49,644,408	49,644,408	1.1097	1.1097
第4計算期間末日 (2022年7月25日)	104,907,914	104,907,914	1.0371	1.0371
2022年1月末日	62,488,482	-	1.0810	-
2月末日	110,489,115	-	1.0667	-
3月末日	108,457,335	-	1.0747	-
4月末日	109,149,796	-	1.0511	-
5月末日	108,572,793	-	1.0450	-
6月末日	103,131,738	-	1.0202	-
7月末日	105,793,259	-	1.0459	-
8月末日	103,800,459	-	1.0256	-

9月末日	99,511,524	-	0.9827	-
10月末日	111,197,156	-	1.0003	-
11月末日	108,619,255	-	1.0055	-
12月末日	106,126,941	-	0.9819	-
2023年1月末日	98,893,575	-	0.9983	-

## 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000
2022年7月26日～ 2023年1月25日	-

## 【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	4.3
第2計算期間	3.4
第3計算期間	2.9
第4計算期間	6.5
2022年7月26日～ 2023年1月25日	3.2

## 2【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第1計算期間	10,000,000	0	10,000,000
第2計算期間	26,280,960	10,110,518	26,170,442
第3計算期間	24,719,618	6,151,621	44,738,439
第4計算期間	63,508,847	7,093,777	101,153,509
2022年7月26日～ 2023年1月25日	10,525,807	12,613,750	99,065,566

(注) 第1計算期間の設定数量には当初設定数量を含んでおります。

### 3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(2022年7月26日から2023年1月25日まで)の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による中間監査を受けております。

## MSVグローバル資産配分ファンドI(保守型)

## (1)【中間貸借対照表】

区 分	注記 番号	第4期 (2022年7月25日現在)	第5期中間計算期間末 (2023年1月25日現在)
		金 額(円)	金 額(円)
資産の部			
流動資産			
預金		526,816	193,100
コール・ローン		3,294,354	1,923,335
投資信託受益証券		-	5,753,532
投資証券		106,426,754	84,298,044
派生商品評価勘定		-	7,288,712
未収入金		-	851,349
未収配当金		-	28,221
流動資産合計		110,247,924	100,336,293
資産合計		110,247,924	100,336,293
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		4,321,624	11,593
未払金		255,827	-
未払解約金		39,999	39,999
未払受託者報酬		13,556	14,632
未払委託者報酬		707,480	763,378
その他未払費用		1,524	1,654
流動負債合計		5,340,010	831,256
負債合計		5,340,010	831,256
純資産の部			
元本等			
元本	1	101,153,509	99,065,566
剰余金			
中間剰余金又は中間欠損金( )		3,754,405	439,471
(分配準備積立金)		2,432,639	2,157,415
元本等合計		104,907,914	99,505,037
純資産合計		104,907,914	99,505,037
負債純資産合計		110,247,924	100,336,293

## (2)【中間損益及び剰余金計算書】

区 分	注記 番号	第4期中間計算期間 (自 2021年7月27日 至 2022年1月26日)	第5期中間計算期間 (自 2022年7月26日 至 2023年1月25日)
		金 額(円)	金 額(円)
営業収益			
受取配当金		849,362	1,120,809
受取利息		-	5,044
有価証券売買等損益		2,442,191	1,134,460
為替差損益		262,987	2,329,425
その他収益		138,531	-
営業収益合計		1,191,311	2,338,032
営業費用			
支払利息		496	717
受託者報酬		7,789	14,632
委託者報酬		407,819	763,378
その他費用		49,114	62,527
営業費用合計		465,218	841,254
営業利益又は営業損失( )		1,656,529	3,179,286
経常利益又は経常損失( )		1,656,529	3,179,286
中間純利益又は中間純損失( )		1,656,529	3,179,286
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う中間純損失金額の分配額( )		2,198	489,906
期首剰余金又は期首欠損金( )		4,905,969	3,754,405
剰余金増加額又は欠損金減少額		1,322,750	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額		1,322,750	-
剰余金減少額又は欠損金増加額		23,669	625,554
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額		23,669	399,325
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額		-	226,229
分配金		-	-
中間剰余金又は中間欠損金( )		4,550,719	439,471

## (3)【中間注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>投資証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として中間計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>原則として、投資信託受益証券及び投資証券の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p>
4. その他中間財務諸表作成のための重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

## (中間貸借対照表に関する注記)

区 分	第4期 (2022年7月25日現在)	第5期中間計算期間末 (2023年1月25日現在)
1. 1 期首元本額	44,738,439円	101,153,509円
期中追加設定元本額	63,508,847円	10,525,807円
期中一部解約元本額	7,093,777円	12,613,750円
2. 中間計算期間末日における受益権の総数	101,153,509口	99,065,566口

## (中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第4期中間計算期間 (自 2021年7月27日 至 2022年1月26日)	第5期中間計算期間 (自 2022年7月26日 至 2023年1月25日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

区 分	第4期 (2022年7月25日現在)	第5期中間計算期間末 (2023年1月25日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載してあります。 (2)デリバティブ取引 (デリバティブ取引等に関する注記)に記載してあります。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	同左
----------------------------	---	----

(有価証券に関する注記)  
該当事項はありません。

## (デリバティブ取引等に関する注記)

## 通貨関連

種類	第4期 (2022年7月25日 現在)				第5期中間計算期間末 (2023年1月25日 現在)			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売 建	68,815,576	-	73,137,200	4,321,624	72,336,518	-	65,059,399	7,277,119
アメリカ・ドル	68,815,576	-	73,137,200	4,321,624	72,336,518	-	65,059,399	7,277,119
合計	68,815,576	-	73,137,200	4,321,624	72,336,518	-	65,059,399	7,277,119

## (注) 時価の算定方法

- 中間計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。  
 中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。  
 中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。  
 ・中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。  
 ・中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。
- 中間計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、中間計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
- 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認められた価額で評価しております。
- 換算において円未満の端数は切捨てております。  
 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

## (1口当たり情報に関する注記)

	第4期 (2022年7月25日現在)	第5期中間計算期間末 (2023年1月25日現在)
1口当たり純資産額	1.0371円	1.0044円
(1万口当たり純資産額)	(10,371円)	(10,044円)

## 4 【委託会社等の概況】

### (1) 【資本金の額】

2023年1月末現在、資本金は14億円です。なお、発行可能株式総数は100,000株であり、50,000株を発行済です。

過去5年間における主な資本金の増減

2018年9月27日 資本金500百万円から900百万円に増資

2020年9月29日 資本金900百万円から1,400百万円に増資

### (2) 【事業の内容及び営業の状況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

2023年1月31日現在、委託会社の運用する証券投資信託は次のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	19	78,024
単位型株式投資信託	8	10,519
単位型公社債投資信託	17	41,595
合計	44	130,138

百万円未満は四捨五入

### (3) 【その他】

#### (1) 定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

#### (2) 訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

## 5【委託会社等の経理状況】

- (1) 委託会社であるマネックス・アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)により作成しております。  
また、委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)により作成しております。
- (2) 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
- (3) 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期事業年度(2021年4月1日から2022年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。  
また、第8期事業年度に係る中間会計期間(2022年4月1日から2022年9月30日まで)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

## (1)【貸借対照表】

(単位:千円)

	第6期 (2021年3月31日現在)	第7期 (2022年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金	854,533	464,548
前払費用	3,021	2,237
未収委託者報酬	55,856	31,686
未収運用受託報酬	5,200	49,027
その他	18,670	17,017
流動資産計	937,281	564,517
固定資産		
有形固定資産	1	1
建物	2,782	2,284
器具備品	1,415	1,289
無形固定資産	1,367	995
ソフトウェア	122,679	109,544
ソフトウェア仮勘定	116,169	98,160
投資その他の資産	6,509	11,384
投資有価証券	31,409	34,303
長期前払費用	31,409	31,462
	-	2,841
固定資産計	156,871	146,133
資産合計	1,094,153	710,650
(負債の部)		
流動負債		
預り金	2,014	2,455
未払金	3,199	3,334
未払手数料	62,662	73,897
未払費用	14,221	16,055
未払法人税等	8,877	8,300
流動負債計	90,975	104,042
固定負債		
繰延税金負債	431	447
固定負債計	431	447
負債合計	91,406	104,490
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	1,400,000	1,400,000
資本剰余金	1,400,000	1,400,000
資本準備金	1,400,000	1,400,000
利益剰余金	1,798,231	2,194,854
その他利益剰余金	1,798,231	2,194,854
繰越利益剰余金	1,798,231	2,194,854
株主資本計	1,001,768	605,145
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	978	1,014

評価・換算差額等計	978	1,014
純資産合計	1,002,746	606,160
負債・純資産合計	1,094,153	710,650

## (2)【損益計算書】

(単位:千円)

	第6期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		第7期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	
	営業収益			
委託者報酬	377,826		408,188	
運用受託報酬	47,098		216,557	
その他	850		4,870	
営業収益計		425,774		629,616
営業費用				
支払手数料	376,932		461,071	
広告宣伝費	49,127		61,524	
調査費	84,148		96,357	
委託調査費	83,400		95,608	
その他調査費	747		749	
委託計算費	6,200		8,948	
営業雑経費	4,752		5,047	
通信費	3,482		3,814	
協会費	1,269		1,232	
営業費用計		521,160		632,949
一般管理費				
給料	212,156		268,137	
役員報酬	24,400		30,000	
給料・手当	158,284		202,136	
法定福利費	29,471		36,000	
交際費	50		302	
旅費交通費	1,288		750	
租税公課	18,997		15,489	
不動産賃借料	13,690		13,523	
退職給付費用	5,397		6,358	
固定資産減価償却費	1 52,633		1 47,838	
諸経費	37,029		40,310	
一般管理費計		341,244		392,711
営業損失( )		436,630		396,044
営業外収益				
受取利息	4		5	
雑収入	68		365	
営業外収益計		72		371
経常損失( )		436,557		395,672
特別利益				
投資有価証券売却益	4,118		-	
特別利益計		4,118		-
特別損失				
固定資産除却損	1,601		-	
特別損失計		1,601		-
税引前当期純損失( )		434,041		395,672

法人税、住民税及び事業税		950		950
当期純損失( )		434,991		396,622

## (3)【株主資本等変動計算書】

第6期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本					株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本 準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	900,000	900,000	900,000	1,363,240	1,363,240	436,759
当期変動額						
新株の発行	500,000	500,000	500,000	-	-	1,000,000
当期純損失( )	-	-	-	434,991	434,991	434,991
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	500,000	500,000	500,000	434,991	434,991	565,008
当期末残高	1,400,000	1,400,000	1,400,000	1,798,231	1,798,231	1,001,768

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計	
当期首残高	1,743	1,743	435,016
当期変動額			
新株の発行	-	-	1,000,000
当期純損失( )	-	-	434,991
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	2,721	2,721	2,721
当期変動額合計	2,721	2,721	567,730
当期末残高	978	978	1,002,746

第7期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本					株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本 準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	1,400,000	1,400,000	1,400,000	1,798,231	1,798,231	1,001,768
当期変動額						
当期純損失( )	-	-	-	396,622	396,622	396,622
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	396,622	396,622	396,622
当期末残高	1,400,000	1,400,000	1,400,000	2,194,854	2,194,854	605,145

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計	
当期首残高	978	978	1,002,746
当期変動額			
当期純損失( )	-	-	396,622
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	36	36	36
当期変動額合計	36	36	396,586
当期末残高	1,014	1,014	606,160

## 注記事項

### (重要な会計方針)

#### 1. 資産の評価基準および評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

市場価値のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は、建物10～15年、器具備品6～10年であります。

無形固定資産は、定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

#### 3. 収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社は、投資運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を獲得しており、これらの主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下の通りであります。

##### (1) 委託者報酬

委託者報酬に係る主な履行義務は、投資信託の管理・運用を行うことであります。当該収益は投資信託約款に基づく信託報酬であり、運用残高より算定される基本報酬と運用実績より算定される成功報酬から構成されます。

基本報酬:投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産価額に対する一定割合として算定され、確定した報酬を当該期間の収益として認識しております。

成功報酬:該当ファンドの日々の基準価額が一定の水準を上回った部分に対する一定割合として算定され、確定した報酬を当該期間の収益として認識しております。

##### (2) 運用受託報酬

運用受託報酬に係る主な履行義務は、顧客との資産運用計画に基づき資産配分及び投資商品の売買判断と執行を行うことであります。当該収益は対象顧客との投資一任契約に基づき、日々の運用残高に対する一定割合として算定され、確定した報酬を当該期間の収益として認識しております。

### (会計方針の変更)

#### 1. 「収益認識に関する会計基準」等の適用

当社は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。なお財務諸表に与える影響はありません。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る収益認識に関する注記を記載しておりません。

#### 2. 「時価の算定に関する会計基準」等の適用

当社は「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号2019年7月4日)第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載しておりません。

**(表示方法の変更)**

該当事項はありません。

**(重要な会計上の見積り)**

ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

ソフトウェア 98,160千円

ソフトウェア仮勘定 11,384千円

(2) 上記項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

割引前将来キャッシュ・フローの総額が、上記のソフトウェア及びソフトウェア仮勘定の帳簿価額の合計額を上回ったことにより、当事業年度においては減損損失を認識しておりません。

当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、経済的残存使用年数や事業計画に基づく資産運用残高等が含まれます。

翌事業年度の財務諸表に与える影響

資産運用残高の推移については、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があります。そのため、実績値が に記載した主要な仮定から下方に乖離し、結果として減損損失を認識する可能性があります。

**(未適用の会計基準等)**

・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)

(1) 概要

投資信託の時価の算定及び注記に関する取扱い並びに、貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記に関する取扱いが定められました。

(2) 適用予定日

2023年3月期の期首から適用いたします。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

**(貸借対照表関係)**

1. 有形固定資産の減価償却累計額

(単位:千円)

	第6期 (2021年3月31日現在)	第7期 (2022年3月31日現在)
建物	199	325
器具備品	3,172	3,544

2. 関係会社に対する資産及び負債

(単位:千円)

	第6期 (2021年3月31日現在)	第7期 (2022年3月31日現在)
その他	-	9,002

**(損益計算書関係)**

1. 減価償却実施額

(単位:千円)

	第6期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	第7期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
有形固定資産	662	497
無形固定資産	51,971	47,340

2. 関係会社との取引高

重要性がないため、記載を省略しております。

**(株主資本等変動計算書関係)**

第6期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

## 1. 発行済株式に関する事項

(単位:株)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	40,000	10,000	-	50,000

(変動事由の概要)

株式の増加は、増資に伴う新株の発行によるものであります。

## 2. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

第7期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

## 1. 発行済株式に関する事項

(単位:株)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	50,000	-	-	50,000

(変動事由の概要)

該当事項はありません。

## 2. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

**(金融商品関係)**

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、銀行預金に限定しており、金融機関からの資金調達は行っておりません。また、投資有価証券は、当社が設定する証券投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

銀行預金は、信用度の高い金融機関に対する短期の預金であります。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理については、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる運転資金を検討し、十分な手元流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

なお、市場価値のない株式等は含まれておりません。

また、現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払金及び未払手数料は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位:千円)

	第6期 (2021年3月31日現在)			第7期 (2022年3月31日現在)		
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	31,409	31,409	-	31,462	31,462	-
資産計	31,409	31,409	-	31,462	31,462	-

## 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価  
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## (1)時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	第7期 (2022年3月31日現在)		
	時価		
	レベル1	レベル2	レベル3
投資有価証券	31,462	-	-
資産計	31,462	-	-

(注1)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

証券投資信託の基準価額によっているため、その時価はレベル1に分類しております。

## (有価証券関係)

## 1. その他有価証券

(単位:千円)

	種類	第6期 (2021年3月31日現在)			第7期 (2022年3月31日現在)		
		取得原価	貸借対照表 計上額	差額	取得原価	貸借対照表 計上額	差額
		貸借対照表計 上額が取得原 価を超えるもの	(1)株式 (2)債券 (3)その他 小計	- - 30,000 30,000	- - 31,409 31,409	- - 1,409 1,409	- - 30,000 30,000
貸借対照表計 上額が取得原 価を超えないも の	(1)株式 (2)債券 (3)その他 小計	- - - -	- - - -	- - - -	- - - -	- - - -	- - - -
合計		30,000	31,409	1,409	30,000	31,462	1,462

## 2. 売却したその他有価証券

第6期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位:千円)

種類	売却額	売却益の合計	売却損の合計
(1)株式	-	-	-
(2)債券	-	-	-
(3)その他	44,118	4,118	-
合計	44,118	4,118	-

第7期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当事項はありません。

## (収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下の通りであります。

	第7期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
委託者報酬	408,188
基本報酬	269,344
成功報酬	138,844
運用受託報酬	216,557
その他	4,870
合計	629,616

## (退職給付関係)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を採用しております。

## 2. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額は、第6期5,397千円、第7期6,358千円であります。

### (税効果会計関係)

#### 1. 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

	第6期	第7期
	(2021年3月31日現在)	(2022年3月31日現在)
	(千円)	(千円)
繰延税金資産		
繰越欠損金	545,984	667,718
その他	3,166	2,531
繰延税金資産小計	549,151	670,250
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注1)	545,984	667,718
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	3,166	2,531
評価性引当額小計	549,151	670,250
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	431	447
繰延税金負債合計	431	447
繰延税金負債純額	431	447

(注1) 評価性引当額が121,098千円増加しています。この増加の主な内訳は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額を121,733千円追加的に認識したことに伴うものであります。

(注2) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額  
当事業年度(2022年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金( )	-	-	-	21,219	83,670	562,827	667,718
評価性引当額	-	-	-	21,219	83,670	562,827	667,718
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

( ) 税務上の繰越欠損金は、法定実行税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳  
税引前当期純損失を計上したため記載を省略しております。

**(セグメント情報等)**

## 1. セグメント情報

当社は資産運用業の単一事業であるため、記載を省略しております。

## 2. 関連情報

## (1) サービスごとの情報

当社のサービスは資産運用業の単一事業であるため、記載を省略しております。

## (2) 地域ごとの情報

## 営業収益

本邦の顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

## (3) 主要な顧客ごとの情報

運用受託報酬については、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

## 3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

## 4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

## 5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

**(関連当事者関係)**

## 1. 関連当事者との取引

## (1) 親会社及び法人主要株主等

第6期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出資金 (千円)	事業の 内容又は 職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	マネックスグループ株式会社	東京都港区	10,393,550	持株会社	(被所有) 直接 100.00%	出資の引受 役員の兼任	出資の引受 (注1)	1,000,000	-	-

第7期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出資金 (千円)	事業の 内容又は 職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	マネックスグループ株式会社	東京都港区	13,143,536	持株会社	(被所有) 直接 100.00%	役員の兼任	経費の立替 (注2)	9,002	その他(流動資産)	9,002

## (2) 子会社等

第6期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

第7期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当事項はありません。

## (3) 兄弟会社等

第6期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出資金 (千円)	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事者との関 係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	カタリスト投資顧問株式会社	東京都港区	100,000	投資助言業	-	投資の助言に関する業務委託契約	役務の受入 (注3)	314,981	未払手数料	48,841

第7期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出資金 (千円)	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事者との関 係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	マネックス証券株式会社	東京都港区	12,200,000	金融商品取引業	-	証券投資信託の販売代行	役務の受入 (注3)	124,535	未払手数料	17,718
同一の親会社を持つ会社	カタリスト投資顧問株式会社	東京都港区	100,000	投資助言業	-	投資の助言に関する業務委託契約	役務の受入 (注3)	209,137	未払手数料	6,898

## 取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) 当社の増資時に発行株式を引き受けたものであります。

(注2) 経費の立替はマネックスグループ株式会社が行った当社オフィスの減床にかかる設備更新費用等の支払いについて、当社が一部を立て替えたものであります。なお当該経費は、実費相当額であります。

(注3) 役務の受入については、対価としての妥当性を勘案し、協議の上、合理的に決定されております。

## 2. 親会社に関する注記

マネックスグループ株式会社(東京証券取引所に上場)

## (1株当たり情報)

	第6期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	第7期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
1株当たり純資産額	20,054円93銭	12,123円20銭
1株当たり当期純損失金額	9,657円65銭	7,932円45銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注2) 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第6期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	第7期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
当期純損失	434,991千円	396,622千円
普通株式に係る当期純損失	434,991千円	396,622千円
期中平均株式数	45,041株	50,000株

**(重要な後発事象)**

該当事項はありません。

## (1) 中間貸借対照表

(単位:千円)

		第8期中間会計期間 (2022年9月30日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		336,973
前払費用		2,438
未収委託者報酬		34,151
未収運用受託報酬		67,933
その他		104
	流動資産計	441,602
固定資産		
有形固定資産	1	2,064
建物		1,226
器具備品		838
無形固定資産		120,390
ソフトウェア		97,717
ソフトウェア仮勘定		22,673
投資その他の資産		32,877
投資有価証券		30,036
長期前払費用		2,841
	固定資産計	155,333
	資産合計	596,935
(負債の部)		
流動負債		
預り金		7,248
未払金		6,089
未払手数料		93,371
未払費用		19,294
未払法人税等		8,587
	流動負債計	134,590
固定負債		
繰延税金負債		127
	固定負債計	127
	負債合計	134,718
(純資産の部)		
株主資本		
資本金		1,400,000
資本剰余金		1,400,000
資本準備金		1,400,000
利益剰余金		2,337,691
その他利益剰余金		2,337,691
繰越利益剰余金		2,337,691
	株主資本計	462,308
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		91

評価・換算差額等計	91
純資産合計	462,217
負債・純資産合計	596,935

## (2) 中間損益計算書

(単位:千円)

	第8期中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	
営業収益		
委託者報酬	220,968	
運用受託報酬	197,136	
その他	7,900	
営業収益計		426,004
営業費用		
支払手数料	283,747	
広告宣伝費	28,214	
調査費	52,384	
委託調査費	51,712	
その他調査費	672	
委託計算費	6,013	
営業雑経費	2,742	
通信費	1,840	
協会費	902	
営業費用計		373,102
一般管理費		
給料	139,491	
役員報酬	15,000	
給料・手当	106,332	
法定福利費	18,159	
交際費	105	
旅費交通費	2,087	
租税公課	8,113	
不動産賃借料	5,552	
退職給付費用	3,230	
固定資産減価償却費	1 21,137	
諸経費	15,857	
一般管理費計		195,574
営業損失( )		142,671
営業外収益		
受取利息	1	
雑収入	308	
営業外収益計		309
経常損失( )		142,362
税引前中間純損失( )		142,362
法人税、住民税及び事業税		474
中間純損失( )		142,837

## (3) 中間株主資本等変動計算書

第8期中間会計期間(自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

(単位:千円)

	株主資本					株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本 準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	1,400,000	1,400,000	1,400,000	2,194,854	2,194,854	605,145
当中間期変動額						
当中間期純損失 ( )	-	-	-	142,837	142,837	142,837
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-
当中間期変動額合計	-	-	-	142,837	142,837	142,837
当中間期末残高	1,400,000	1,400,000	1,400,000	2,337,691	2,337,691	462,308

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	1,014	1,014	606,160
当中間期変動額			
当中間期純損失( )	-	-	142,837
株主資本以外の項目の当 中間期変動額(純額)	1,105	1,105	1,105
当中間期変動額合計	1,105	1,105	143,943
当中間期末残高	91	91	462,217

## 注記事項

### (重要な会計方針)

#### 1. 資産の評価基準および評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は、建物10～15年、器具備品6～10年であります。

無形固定資産は、定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

#### 3. 収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準第30号 2020年3月31日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社は、投資運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を獲得しており、これらの主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下の通りであります。

##### (1) 委託者報酬

委託者報酬に係る主な履行義務は、投資信託の管理・運用を行うことであります。当該収益は投資信託約款に基づく信託報酬であり、運用残高より算定される基本報酬と運用実績より算定される成功報酬から構成されます。

基本報酬: 投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産価額に対する一定割合として算定され、確定した報酬を当該期間の収益として認識しております。

成功報酬: 該当ファンドの日々の基準価額が一定の水準を上回った部分に対する一定割合として算定され、確定した報酬を当該期間の収益として認識しております。

##### (2) 運用受託報酬

運用受託報酬に係る主な履行義務は、顧客との資産運用計画に基づき資産配分及び投資商品の売買判断と執行を行うことであります。当該収益は対象顧客との投資一任契約に基づき、日々の運用残高に対する一定割合として算定され、確定した報酬を当該期間の収益として認識しております。

### (会計方針の変更)

#### 1. 「時価の算定に関する会計基準」等の適用

当社は「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日以下「時価算定会計基準適用指針」という。)等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27 - 2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。これにより、当社が保有する投資信託財産が金融商品である投資信託について、市場における取引価格が存在せず、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないため、基準価額を時価とする取扱いを適用しております。なお当中間会計期間における財務諸表に与える影響額はありません。

### (表示方法の変更)

該当事項はありません。

### (中間貸借対照表関係)

#### 1. 有形固定資産の減価償却累計額

(単位:千円)

	第8期中間会計期間 (2022年9月30日現在)
建物	388
器具備品	3,701

### (中間損益計算書関係)

#### 1. 減価償却実施額

(単位:千円)

	第8期中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
有形固定資産	220
無形固定資産	20,917

**(中間株主資本等変動計算書関係)**

## 1. 発行済株式に関する事項

(単位:株)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式	50,000	-	-	50,000

(変動事由の概要)

該当事項はありません。

## 2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

**(金融商品関係)**

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、銀行預金に限定しており、金融機関からの資金調達は行っておりません。また、投資有価証券は、当社が設定する証券投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

銀行預金は、信用度の高い金融機関に対する短期の預金であります。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理については、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる運転資金を検討し、十分な手元流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

なお、市場価格のない株式等は含まれておりません。

また、現金・預金、未収収益報酬、未収運用受託報酬、未払金及び未払手数料は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位:千円)

	第8期中間会計期間 (2022年9月30日現在)		
	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	30,036	30,036	-
資産計	30,036	30,036	-

## 3. 金融商品の時価レベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価: 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## (1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

(単位:千円)

第8期中間会計期間 (2022年9月30日現在)	

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	30,036	-	-	30,036
資産計	30,036	-	-	30,036

(注1)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

#### 投資有価証券

証券投資信託の基準価格を時価としており、当該基準価額での取引が活発に行われているため、その時価はレベル1に分類しております。

#### (有価証券関係)

##### 1. その他有価証券

(単位:千円)

	種類	第8期中間会計期間 (2022年9月30日現在)		
		取得原価	貸借対照表計上額	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	(3)その他	10,000	10,416	416
	小計	10,000	10,416	416
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	(3)その他	20,000	19,619	380
	小計	20,000	19,619	380
合計		30,000	30,036	36

#### (収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下の通りであります。

(単位:千円)

	第8期中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
委託者報酬	220,968
基本報酬	220,968
成功報酬	-
運用受託報酬	197,136
その他	7,900
合計	426,004

#### (セグメント情報等)

##### 1. セグメント情報

当社は資産運用業の単一事業であるため、記載を省略しております。

##### 2. 関連情報

###### (1) サービスごとの情報

当社のサービスは資産運用業の単一事業であるため、記載を省略しております。

###### (2) 地域ごとの情報

###### 営業収益

本邦の顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

###### 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

###### (3) 主要な顧客ごとの情報

運用受託報酬については、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

##### 3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	第8期中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
1株当たり純資産額	9,244円34銭
1株当たり中間純損失金額	2,856円74銭

(注1)潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注2)1株当たり中間純損失金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	第8期中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
中間純損失金額	142,837千円
普通株式に係る中間純損失金額	142,837千円
普通株式の期中平均株式数	50,000株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

**独立監査人の監査報告書**

2022年5月27日

マネックス・アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 貞廣 篤典指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中村 方昭**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているマネックス・アセットマネジメント株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マネックス・アセットマネジメント株式会社の2022年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**その他の記載内容**

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

**財務諸表に対する経営者及び監査役の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

**財務諸表監査における監査人の責任**

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性

があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注1) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

**独立監査人の中間監査報告書**

2022年11月22日

マネックス・アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

貞廣 篤典

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

中村 方昭

**中間監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているマネックス・アセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第8期事業年度の中間会計期間（2022年4月1日から2022年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、マネックス・アセットマネジメント株式会社の2022年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2022年4月1日から2022年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

**中間監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

**中間財務諸表監査における監査人の責任**

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注1) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

2023年4月19日

マネックス・アセットマネジメント株式会社  
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅  
業務執行社員

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているMSVグローバル資産配分ファンド（保守型）の2022年7月26日から2023年1月25日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、MSVグローバル資産配分ファンド（保守型）の2023年1月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2022年7月26日から2023年1月25日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、マネックス・アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

マネックス・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。